

第 8 章 改正

第 46 条（本基準の改正）

- (1) 当事務所は、経済情勢の変動その他の事情を勘案し、予告なく本基準を改正することができます。
- (2) 当事務所が本基準を改正した場合であっても、各依頼者から依頼を受けた個々の事件との関係では、当該事件に係る委任契約締結時に成立していた規定が効力を有するものとします。

附 則

- 1 本基準は、2012（平成 24）年 6 月 1 日より施行します。
- 1 （第 16 条の 2 変更、第 16 条の 3 新設による本基準の改正）
改正後の本基準は、2012（平成 24）年 12 月 1 日より施行します。
- 1 （第 16 条の 2 変更、第 16 条の 3 変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2015（平成 27）年 7 月 1 日より施行します。
- 1 （第 13 条③の 2・3 の新設、第 11 条、第 34 条変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2017（平成 29）年 6 月 1 日より施行します。
- 1 （第 16 条の 2・3 変更、第 38 条変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2018（平成 30）年 1 月 1 日より施行します。
- 1 （事務所名変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2020（令和 2）年 1 月 1 日より施行します。